

5 年 保 存

基監発0422第4号

平成26年4月22日

有 ・ 無制限

平成26年4月22日から
平成31年4月21日まで

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

「自動車運転者時間管理等指導員の活用について」の
一部改正について

標題の件については、平成23年4月1日付け基監発0401第2号により指示しているところであるが、今般、下記のとおり改正することとしたので、了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 記の第3指導員の活動内容の1事業場に対する指導・助言の(2)訪問対象の選定のイ対象事業場数等について

監督課長の判断により選定する事業場数を、一業界当たり

、全体としてを目安とする。

2 記の第3指導員の活動内容の2業界団体未加入の事業場に対する労働基準関係法令等の周知・相談の(2)訪問対象の選定のイ対象事業場数等について

監督課長の判断により選定する事業場数を、を目安とする。